

令和2年5月26日
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構

ソーシャルメディア上の名誉毀損や侮辱等を意図した

コンテンツの投稿行為等に対する緊急声明

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（代表理事：宍戸常寿、曾我部真裕。略称：SMAJ）は、インターネットやSNSの利用を介して、個人に対する名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツを投稿するなどの行為を未然に防ぐべく、ソーシャルメディアの健全な利用に向けた取組を進めています。

今般報道されているような痛ましい事態を受けて、これらの問題への対処にあたって、実効性ある取組を行わなければならない、と考えております。そのための議論を全ての会員企業で行うこととしたうえ、利用者の表現の自由や通信の秘密の保護等を最大限尊重しつつ、下記の項目をベースに、必要かつ効果的な取組を実施するとともに、今後さらなる対策を検討するため、SMAJ 全理事をメンバーとした特別委員会を設置することと致します。

■ 禁止事項の明示と措置の徹底

他人への嫌がらせや個人に対する名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツの投稿などの行為を禁止し、利用規約に記載するとともに、さらに禁止事項についての啓発広報を実施します。

禁止事項等に該当する行為を把握した場合、全部または一部のサービスの利用の停止など、必要かつ適切な措置を徹底し、利用者への説明等の丁寧なコミュニケーションに努めます。

■ 取組の透明性向上

特別委員会において、取組内容の公表や、取組の有効性の検証などを実施し、業界全体の取組の透明性向上に努めます。

■ 健全なソーシャルメディア利用に向けた啓発

ソーシャルメディアの利用において、青少年のみならず大人も含めて他人への嫌がらせや個人に対する名誉毀損や侮辱等を意図したコンテンツを投稿するなどの行為を行わないよう、健全なソーシャルメディアの利用に向けた一層の啓発活動や、関係団体等による情報

モラルの向上を図る教育等を実施します。

また、加害者になることを防ぐための啓発等を実施するとともに、被害者への必要な支援や対応についても検討し、支援活動を実施します。

■ 啓発コンテンツの掲載

参加事業者各社が運営するサイト・アプリ内において、啓発コンテンツの掲載を行うなど、安心・安全に利用できる対策を実施します。

■ 捜査機関への協力およびプロバイダ責任制限法への対応

捜査機関やプロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）による情報開示の要請を受領した場合、関係法令に基づき、適切な範囲で必要な情報を提供します。

■ 政府・関係団体との連携

政府・関係団体と連携し、ソーシャルメディアの利用環境整備の推進を図るとともに、必要な対処方法についても連携します。既に政府内で検討されている各種事項について、当機構として積極的に協力します。

一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構（代表理事：宍戸常寿、曾我部真裕。略称：SMAJ）とは、本年4月に設立された、安心・安全にインターネットを利用できる環境の整備とソーシャルメディア上の課題への対策強化について取り組む団体です。

以上